

# 経理・消費税申告は大丈夫？

10月に軽減税率制度始まり、決算・申告の時期が迫ってきました。「軽減税率は関係ない」と思わないで、日々の業務から申告準備までもう一度確認しましょう。

こんなお悩みにお答えします！

軽減税率制度  
の概要

確認しよう  
請求書と領収書

「区分経理」  
について

「適格請求書等  
保存方式」  
について

消費税転嫁対策の  
基本

消費税申告書の  
作成

日時

令和2年1月15日(水)

18時30分～20時30分

会場

安土町商工会館 2階

講師

井上 立子税理士



無料  
セミナー

事業所名

電話番号

お名前

事業主と担当者など  
複数参加もOK

ご記入いただいた個人情報については当日の参加者名簿としての利用させていただきます。

TEL

0748-46-2389

FAX

0748-46-5644

Mail:azuchi@shigasci.net

滋賀県商工会連合会  
安土町商工会